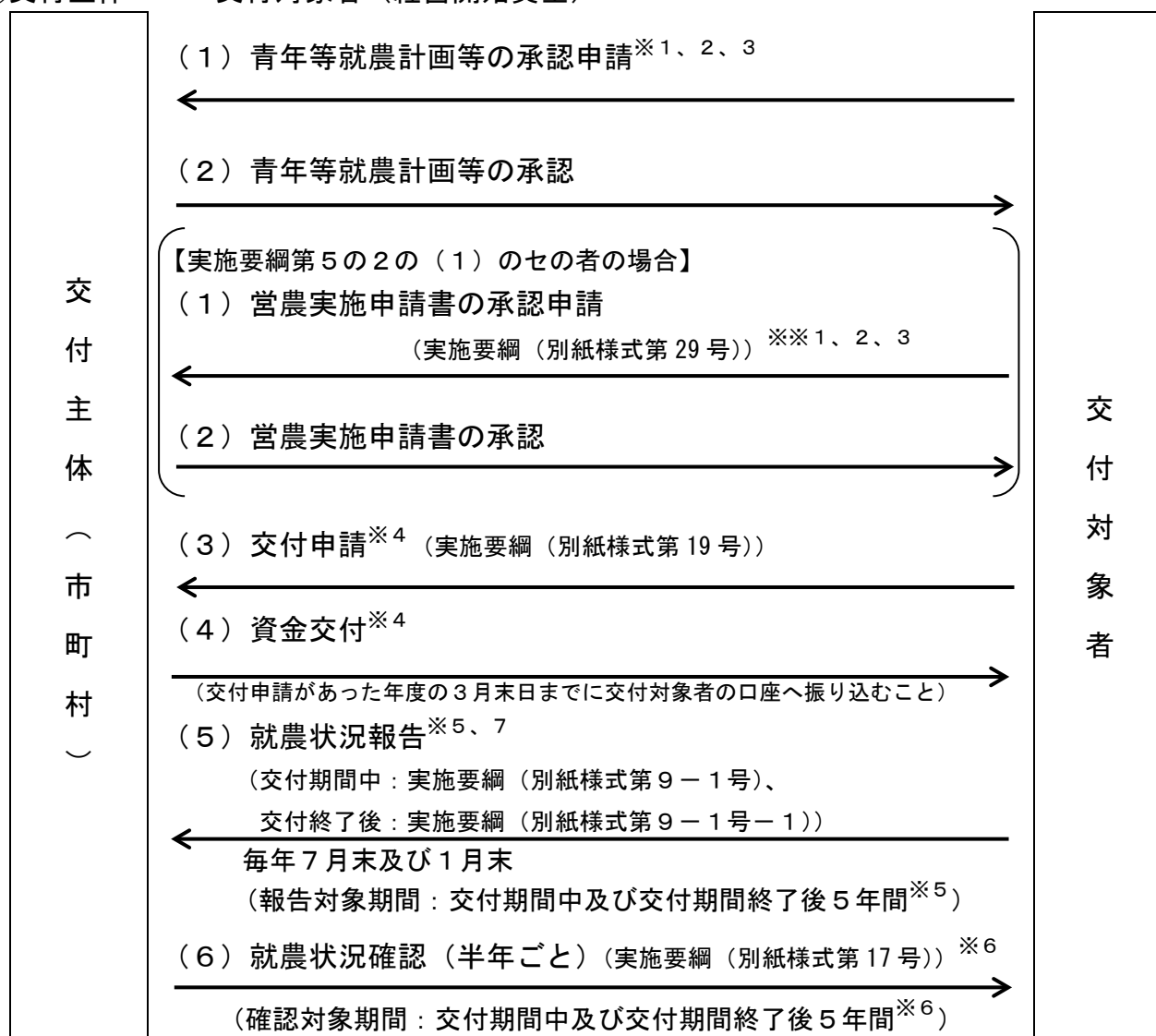


④交付主体 ⇔ 交付対象者（経営開始資金）



※1 先に農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者は、青年等就農計画認定書の写しと経営開始資金申請追加資料(別紙様式第2号)により承認申請する。

※2 青年等就農計画等(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)を変更する場合は計画の変更を申請する。

※3 申請された計画の受理は、都道府県からの交付決定後(又は交付決定前着手届の提出後。具体的には都道府県で定める手続きによる。)に行う。

※※1 既に他事業において承認を受けた青年等就農計画等(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)を変更する場合は計画の変更を申請する。

※※2 申請された営農実施申請書の受理は、都道府県からの交付決定後(又は交付決定前着手届の提出後。具体的には道府県で定める手続きによる。)に行う。

※※3 承認を行う前に、既に他の事業において青年等就農計画等の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないことを確認する。

- ※4 交付期間については、交付主体の判断により、1か月分の資金を毎月交付することや1年分の資金を一括で交付することができる。なお、これまでの農業次世代人材投資事業に合わせ、半年ずつの交付も可能。
- ※5 離農等により、それ以降農業経営をしない場合は、交付期間中は中止届、交付終了後は離農届を提出し、離農した月を含む半期分までの報告は行うこと。次の報告以降は不要。（別紙様式第6、21号）
- ※6 交付期間終了後も就農状況報告後に就農状況確認を行う。
- ※7 交付を休止・再開・中止する場合、交付終了後に就農を中断・再開する場合、居住地、電話番号及び結婚、養子縁組等で苗字を変更する場合並びに離農した場合は交付主体に届出する（別紙様式第6、7、12、15、16、20、21号）。